資料②

宗像市子ども基本条例について

① なぜ制定したの? (条例制定経緯)

平成元年 11 月	国際連合の総会で「児童の権利に関する条約」を採択(11月 20日)									
平成6年4月	「児童の権利に関する条約」を日本が批准(158 番目)									
十八〇千4月	<mark>⇒新たな国内法の整備なし</mark>									
平成 10 年 12 月	「川西市子どもの人権オンブズパーソン条例」を制定(日本初)									
一次10年12月	他自治体へ子どもの権利条例制定の動きが拡大していく									
平成 22 年 4 月	宗像市長選挙で「子どもの権利に関する条例」制定を公約の一つとし									
十八人 22 平 4 月	た候補者が当選									
平成 22 年 7 月	宗像市次世代育成支援対策審議会に条例案作成を諮問									
平成 23 年 10 月	条例案についてパブリック・コメント(市民意見提出手続)を実施									
平成 23 年 12 月	宗像市次世代育成支援対策審議会から、最終答申書(条例案)提出									
平成 24 年 3 月	市議会において条例制定議案を議決(全員賛成)、条例公布									
平成 24 年 4 月	条例施行(子どもの権利救済制度は平成 25 年 4 月 1 日施行)									

※その後、児童福祉法等が改正され、「児童の権利に関する条約の精神にのっとり」、「児童の最善の利益の考慮」などの理念・文言が条文に用いられるようになった。

(例1) 児童福祉法

〔児童の福祉を保障するための原理〕

第1条 全て児童は、<u>児童の権利に関する条約の精神にのっとり</u>、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。(平28年全部改正)

〔児童育成の責任〕

- 第2条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、<u>その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され</u>、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。
- ②・③略 (平 28 年一部改正)
- (例 2) 保育所保育指針(平成 29 年 3 月 31 日 厚生労働省·全部改正)
- 第1章総則・1保育所保育に関する基本原則
 - (1) 保育所の役割

ア 保育所は、児童福祉法第 39 条の規定に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。

- (例3) 放課後児童クラブ運営指針(平成27年3月31日 厚生労働省・策定)
- 第1章総則・2放課後児童健全育成事業の役割
 - (2) 放課後児童健全育成事業の運営主体及び放課後児童クラブは、児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの最善の利益を考慮して育成支援を推進することに努めなければならない。

② 本条例の特徴について

- 子どもの権利に関する条例の施行は、福岡県内では、志免町、筑前町、筑紫野市に次いで4番目。本市の後に川崎町、那珂川市(令和2年度検討中)と続く。全国1,724市区町村のうち48自治体(約2.8%)が条例施行(子どもの権利条約総合研究所ウェブサイトより)。
- 「前文」がある条例:本市の特別な想いが入った条例。(約220本の市条例のうち、前文があるものは5本のみ:「宗像市市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例」「宗像市男女共同参画推進条例」「宗像市議会基本条例」「宗像市世界遺産「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群基本条例」)
- 「子どもの権利」「大人の責務」「子どもにやさしいまち」を3つの柱とし、子どもの権利救済制度 についても規定している「子どもの権利に関する総合的な条例」に分類される。

1本目の柱 子どもの権利 (第2章):子どもが有しており、保障すべき権利として、「安心して生きる権利」、「自分らしく生きる権利」、「豊かに育つ権利」、「意見を表明する権利」の4つの権利を規定している。

2本目の柱 大人の責務(第3章):子どもの権利を保障すべき存在として、「保護者」、「市民等」、 「子ども関係施設」、「市」の4者を掲げ、それぞれの役割を規定している。

3本目の柱 子どもにやさしいまち (第4章) : 子ども施策推進のための行動計画の策定、子どもの居場所づくり、子どもの意見表明機会の提供、子育て支援等を規定し、社会全体で子どもにやさしいまちづくりを行うとしている。

宗像市子ども基本条例改正(案)について

子ども育成課子ども育成係

①【条例制定時からの社会状況の変化】

宗像市子ども基本条例施行(平成24年4月)後、国が遅ればせながら「児童の権利に関する条約」の理念を児童福祉の原理に盛り込み、児童福祉法等の改正をした(平成28年)。また国内での度重なる子どもの虐待死事件によって**親権者等による体罰禁止**が法律により明確化された。「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律(令和2年4月1日施行)」⇒さらに改正法施行後2年を目途として**民法第822条の規定(親権者の懲戒権)の在り方**について検討し必要な措置を講ずることとしている。

②【子どもの権利救済委員の役割の明確化】

被虐待児童を市民等又は子ども関係施設が発見した場合の通告義務(児童虐待防止法に基づく市福祉事務所又は県児童相談所への通告)を記載し、子どもの権利救済委員の職務から虐待対応除外を明確にする。

③【子ども関係施設の役割の明確化】

令和元年10月に本市の認可保育所の保育士(副園長)が子どもへの傷害容疑で逮捕された。当該 園に対する市の監査において、子どもの権利保障等について市が改善を求めている。保育所を所管 する市(子ども育成課)に対して「子ども関係施設の役割」の明確化(「いじめ等」の表記の具体 化)及び子ども関係施設に対する指導強化が求められている)

【参考】令和元年第4回市議会定例会(12月議会)において、議員より「子ども基本条例は何のためにあるのか」の一般質問→当時の子どもグローバル人材育成担当部長より、「条例の改正については、まずは条例の制定時の経緯も踏まえた上で、来年(令和2年)4月から施行されます(保護者の)体罰禁止の法改正に係る国や県の今後の動向も見きわめながら改正の必要性も含め、十分に議論してまいりたいと考えています。」と答弁している。

【条例改正内容】

(1)への対応

- 第1条「目的」規定に条例制定根拠である「児童の権利に関する条約」を記載し、児童福祉法、子 ども・若者育成支援推進法等と出自が同じものであることを明らかにする。
- 第2条「定義」規定に虐待の定義及び虐待に係る通告の定義を記載する。
- 第9条「保護者の役割」規定に体罰禁止を明記する(虐待禁止は既に規定あり)。
- 第12条「市の役割」に市が防止及び早期発見に努めるべき子どもの権利を侵害する行為の例示と して「体罰」を明記する。

②への対応

● 第10条「市民等の役割」に児童虐待に係る通告義務を追加する。⇒児童虐待については、宗像市子どもの権利救済委員への相談・申立てではなく、児童虐待防止法により市福祉事務所又は県児童相談所への通告義務があることを明記し、通告に係る周知啓発を図る。

③への対応

● 第11条「子ども関係施設の役割」に虐待、体罰の防止を明記する(「いじめ等」の規定を具体化する)とともに、「相談しやすい」の主体を明記にすることで子ども関係施設の役割を明確にする。

○宗像市子ども基本条例**改正案(R021224:第4版)**

平成24年3月30日

条例第13号

改正 平成25年3月28日条例第8号

目次

前文

第1章 総則(第1条-第3条)

第2章 子どもの権利 (第4条―第8条)

第3章 保護者、市民等、子ども関係施設及び市の役割(第9条-第12条)

第4章 子どもにやさしいまちづくり(第13条―第17条)

第5章 啓発(第18条—第20条)

第6章 子どもの権利の侵害に対する救済と回復(第21条―第26条)

第7章 施策の検証(第27条)

第8章 雑則 (第28条)

附則

子どもは、夢と希望に満ちた、かけがえのない存在です。また、どの子も自分らしく健やかに成長し、 伸びる可能性を持っています。

その可能性の芽を摘み取らずに成長させることが、今、大人に問われています。

子どもは、一人ひとりが権利の主体です。あらゆる差別や暴力から守られ、豊かな愛情のもとで、生き、 育ち、参加する権利があります。

大人は、子どもの最善の利益を保障しなければなりません。そのためには、子どもの気持ちをしっかり と受け止め、一緒に考えたり、体験させたり、教え導いていくことが大切です。

宗像市は、昔から交通や文化の要衝の地であり、人と人とのふれあいを大切にしてきたまちです。今も その精神がいきづいています。

子どもは、そのふれあいの中で、自分と同じように相手のことを大切にする心や、社会の一員としての 役割やルールを学ぶことができます。

子どもが自らの可能性を伸ばし、自分の将来に夢を持てるまちは、すべての人にやさしく、希望に満ちたまちになります。

宗像市は、「子どもの権利」「大人の責務」「子どもにやさしいまち」を3つの柱とし、子どもの健やかな成長が保障されるまちづくりを、子どもも大人も共に手を取り合って進めていくことを宣言し、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子どもの権利を守るために、保護者、市民等、子ども関係施設及び市の責務並びに役割を明らかにするとともに、子どもにやさしいまちづくりの推進に関する施策の基本となる事項並びに子どもの権利侵害の救済及び回復に関する事項を定めることにより、将来にわたって子どもの権利及び健やかな成長が保障されることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 子ども 市内に住所を有する18歳未満の者をいう。
 - (2) 保護者 親又は親に代わり子どもを養育する立場にある者をいう。
 - (3) 市民等 次に掲げるものをいう。ただし、第1号に規定する子ども及び市外に住所を有する18 歳未満の者を除く。

ア市内に住所を有する者

イ市内の事務所又は事業所に勤務する者

ウ市内の学校に在学する者

工市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

(4) 子ども関係施設 次に掲げる施設をいう。

ア児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する児童福祉施設

イ学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校

ウ社会教育法(昭和24年法律第207号)に規定する各種施設

エその他子どもが関係する施設

- (5) 虐待 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号。以下「法」という。)第2条 に規定する児童虐待をいう。(本田注:保護者からの①身体的虐待、②性的虐待、③ネグレクト、④ 心理的虐待:※「体罰」の定義は法律になし)
- (6) 通告 法第6条第1項に規定する市福祉事務所又は福岡県宗像児童相談所への通告をいう。

(責務)

- 第3条 保護者は、子どもの成長及び発達についての第一義的責任を持つことを認識し、その養育する 子どもの権利を保障しなければならない。
- 2 市民等は、子どもに関わる場又は機会において、子どもの権利を保障しなければならない。
- 3 子ども関係施設の設置者、管理者及び職員(以下「施設関係者」という。)は、子ども関係施設において、子どもの権利を保障しなければならない。
- 4 市は、あらゆる施策を通じて子どもの権利を保障しなければならない。
- 5 保護者、市民等、施設関係者及び市は、前各項の責務を果たすに当たっては、お互いの立場を尊重し、

協力して取り組まなければならない。

第2章 子どもの権利

(安心して生きる権利)

- 第4条 子どもは、安心して生きる権利を有しており、その権利を保障するため、主として次に掲げることが保障されなければならない。
 - (1) 命が守られ、尊重されること。
 - (2) 愛情及び理解をもって育まれること。
 - (3)温かい家庭の中で、家族と共に生活すること。
 - (4) 平和で安全な環境の下で生活すること。
 - (5) あらゆる差別及び暴力を受けず、放置されないこと。
 - (6) 健全な発達を阻害する環境から守られること。

(自分らしく生きる権利)

- 第5条 子どもは、自分らしく生きる権利を有しており、その権利を保障するため、主として次に掲げる ことが保障されなければならない。
 - (1) 個性が尊重され、その個性を伸ばすこと。
 - (2) 自分で考え、判断し、行動すること。
 - (3) プライバシーが守られること。
 - (4) 子どもであることにより、不当な取扱いを受けないこと。

(豊かに育つ権利)

- 第6条 子どもは、様々な経験を通して豊かに育つ権利を有しており、その権利を保障するため、主として次に掲げることが保障されなければならない。
 - (1) 学ぶこと。
 - (2) 遊ぶこと。
 - (3) 生活のリズムが守られること。
 - (4) 良い事、悪い事及び社会のルールについてきちんと教えてもらうこと。

(意見を表明する権利)

- 第7条 子どもは、自ら社会に参加し、意見を表明する権利を有しており、その権利を保障するため、主 として次に掲げることが保障されなければならない。
 - (1) 自分の気持ち又は考えを表現するために必要なコミュニケーションの力を伸ばす機会が得られること。
 - (2) 自分の気持ち又は考えを表明し、尊重されること。
 - (3) 意思決定に参加すること。
 - (4) 社会参加に関して、適切な支援が受けられること。

(子どもの役割)

- 第8条 子どもは、自分の権利が尊重されるのと同様に、他の者の権利を尊重するよう努めなければな らない。
- 2 子どもは、他の者の権利を侵害する行為をしないよう努めなければならない。
- 3 子どもは、家庭又は社会の一員としての役割を果たすよう努めなければならない。

第3章 保護者、市民等、子ども関係施設及び市の役割

(保護者の役割)

- 第9条 保護者は、子どもの最善の利益を第一に考え、かつ、愛情をもって子どもの成長及び発達に応じた養育をしなければならない。
- 2 保護者は、子どもの年齢に応じた心身の発達に関する知識及び養育について習得するよう努めなければならない。
- 3 保護者は、子どもが基本的な生活習慣及び社会性を身に付けるよう努めなければならない。
- 4 保護者は、虐待<mark>、体罰</mark>その他の子どもの権利を侵害することをしてはならない。
- 5 保護者は、子どもの発達に有害なものから子どもを保護しなければならない。
- 6 保護者は、子どもの個性に応じ、教育を受けさせるとともに、文化、芸術又はスポーツに接する機会 を作るよう努めなければならない。

(市民等の役割)

- 第10条 市民等は、子どもは「社会の宝」であると認識し、子どもを温かく見守り、子どもが安心して 過ごすことができるよう努めなければならない。
- 2 市民等は、地域において、子どもが意見を表明し、又は参加する機会を設けるよう努めなければならない。
- 3 市民等は、子どもが社会のルールに反する行為をしたときは、注意し、若しくは指導し、又は関係機 関等に通報し、若しくは連絡しなければならない。
- 4 市民等は、虐待を受けたと思われる子どもを発見したときは、速やかに通告しなければならない。 (子ども関係施設の役割)
- 第11条 子ども関係施設は、子どもの最善の利益を第一に考え、かつ、愛情をもって指導又は援助を行い、子どもを育成しなければならない。
- 2 子ども関係施設は、子どもの年齢又は個性に応じて、自主的な活動を支援しなければならない。
- 3 施設関係者は、子どもの育ち及び気持ちについて理解し、把握できる力を身に付けなくてはならない。
- 4 子ども関係施設は、いじめ等**虐待、体罰、いじめその他の子どもの権利を侵害する行為**の防止に努めるとともに、**子ども及び保護者が**相談しやすい環境を整備しなければならない。
- 5 子ども関係施設は、虐待を受けたと思われる子どもを発見したときは、速やかに通告しなければな

らない。

(市の役割)

- 第12条 市は、子どもの権利を保障するため、国、他の地方公共団体及び関係機関と連携するとともに、必要な施策を実施しなければならない。
- 2 市は、保護者、市民等及び子ども関係施設がそれぞれの責務と役割を果たすことができるよう、必要な支援をしなければならない。
- 3 市は、子ども自ら又は保護者等を通じて、市政等に関する意見を求めるよう努めなければならない。
- 4 市は、虐待、<mark>体罰、</mark>いじめその他の子どもの権利を侵害する行為の防止及び早期発見に努めなければ ならない。
- 5 市は、前項の取組において被害を受けた子どもを発見したときは、その保護及び救済に努めるとと もに、関係機関と協力し、必要な支援をしなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、市は、さまざまな方法を通して、子どもの権利の普及及び啓発に努めなければならない。

第4章 子どもにやさしいまちづくり

(施策の推進)

- 第13条 市は、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりの施策を推進するため、行動計画 を策定しなければならない。
- 2 市は、行動計画を策定し、又は見直すときは、第27条の<mark>宗像市次世代育成支援対策審議会</mark>の意見を 聴かなければならない。
- 3 市は、行動計画を策定し、又は見直したときは、速やかにその内容を公表しなければならない。 (子どもの居場所づくり)
- 第14条 市、市民等及び施設関係者は、地域において、子ども同士が遊び等の体験を通じ、豊かに成長できるよう、安全で安心な居場所づくりに努めなければならない。
- 2 市は、自主的に居場所づくりをしている市民等との連携を図り、その支援に努めなければならない。 (子どもの意見表明の機会の提供)
- 第15条 市は、子どもが意見表明を行うことができる機会を設けるよう努めなければならない。 (子育て支援)
- 第16条 市、市民等及び施設関係者は、保護者が安心して子育てをすることができるよう支援しなければならない。
- 2 市、市民等及び施設関係者は、保護者の子育て及び仕事の両立を支援するとともに、子どもが健やかに成長できる環境づくりに努めなければならない。

(健全な発達を阻害する環境からの保護)

第17条 市、市民等及び施設関係者は、健康に有害なもの、性的虐待、過激な暴力等の有害な情報その

他の子どもの健全な発達を阻害する環境から子どもを保護し、又はその環境を改善するよう努めなければならない。

第5章 啓発

(啓発)

第18条 市は、子どもの権利の普及及び啓発に努めるものとする。

(学習等への支援)

- 第19条 市は、家庭教育、学校教育及び社会教育の場において、子どもの権利についての学習及び研修 が推進されるよう、必要な教育環境の整備に努めなければならない。
- 2 市は、施設関係者、医師又は保健師等の子どもの権利に職務上関係のある者に対し、子どもの権利に ついての理解がより深まるよう、研修の機会を提供するよう努めるものとする。
- 3 市は、子どもが自主的に行う子どもの権利についての学習等の取組に対し、必要な支援に努めるものとする。

(子どもの権利の日)

- 第20条 市は、子どもの権利についての関心及び理解を深めるため、宗像市子どもの権利の日(以下「権利の日」という。)を設ける。
- 2 権利の日は、11月20日とする。
- 3 市は、権利の日の趣旨にふさわしい事業を行うものとする。

第6章 子どもの権利の侵害に対する救済と回復

(子どもの権利救済委員)

- 第21条 市は、子どもの権利の侵害に迅速かつ適切に対応し、その救済及び権利の回復を支援するため、宗像市子どもの権利救済委員(以下「救済委員」という。)を置く。
- 2 救済委員は、3人以内とする。
- 3 救済委員は、子どもの権利、福祉、教育等に関して知識経験を有する者のうちから、市長が選任する。
- 4 救済委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 救済委員は、任期の満了以外は、その意に反して職を解かれない。
- 6 前項の規定にかかわらず、市長は、救済委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合 合又は救済委員としてふさわしくない行為があると認める場合においては、その職を解くことができる。

(救済委員の職務)

- 第22条 救済委員は、次に掲げる職務を行う。
 - (1)子どもの権利の侵害について、子どもその他関係者から相談を受け、その救済及び権利の回復のために、助言又は支援をすること。
 - (2)権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から救済の申立てを受け、事実の

調査又は関係者間の調整をすること。

- (3) 子どもが権利の侵害を受けていると認めるときに、自らの判断で調査すること。
- (4)必要と認めるときに、子どもの権利を侵害した者に対して、是正措置を講ずるよう勧告し、又は制度等の改善を要請すること。
- (5) 前号の勧告又は要請に対する是正措置又は制度等の改善の状況等の報告を求めること。
- 2 救済委員は、前項の職務を行うに当たっては、次に掲げる事項を守らなければならない。
 - (1) 職務上知り得た秘密を漏らさないこと。その職を退いた後も同様とする。
 - (2) 人権について十分に配慮すること。
 - (3) 関係機関等と協力すること。

(救済委員に対する支援及び協力)

- 第23条 市は、救済委員の独立性を尊重し、その活動を積極的に支援しなければならない。
- 2 保護者、市民等及び子ども関係施設は、救済委員の活動に協力するよう努めなければならない。 (勧告又は要請への対応)
- 第24条 市は、救済委員から勧告又は要請を受けたときは、速やかに、その対応状況等を報告しなければならない。
- 2 市以外のものは、救済委員から勧告又は要請を受けたときは、速やかに、その対応状況等を報告するよう努めなければならない。

(勧告又は要請等の内容の公表)

第25条 救済委員は、必要と認めたときは、勧告若しくは要請又はその対応状況等を公表することができる。

(報告等)

第26条 救済委員は、毎年の活動状況等を市長に報告し、市民に公表する。

第7章 施策の検証

(子どもの権利の保障状況の検証)

- 第27条 市は、この条例による施策、行動計画の実施状況及び子どもの権利の保障状況について毎年 度検証を行わなければならない。
- 2 前項の検証に当たっては、宗像市次世代育成支援対策審議会条例(平成25年条例第8号)に規定する宗像市次世代育成支援対策審議会に対し、諮問するものとする。
- 3 市長その他の執行機関は、審議会の報告又は提言を尊重し、必要な措置をとるものとする。

(平25条例8·一部改正)

第8章 雑則

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第6章及び第7章の規定は平成25年4月 1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条第1項の 規定により策定されている計画は、この条例の相当規定に基づき策定された行動計画とみなす。
- 3 第22条の規定は、この規定の施行の日(以下「施行日」という。)前3年から施行日の前日までに 生じた子どもの権利の侵害に関わる事項についても適用するものとする。

(準備行為)

4 第21条第3項の規定による救済委員の選任に関し必要な行為は、同項の規定の施行の日前においても行うことができる。

附 則(平成25年3月28日条例第8号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

宗像市子ども基本条例(平成 24 年宗像市条例第 13 号)新旧対照表【R021224 版】

改正案 現行 (目的) (目的) 第1条 この条例は、児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども 第1条 この条例は、子どもの権利を守るために、保護者、市民等、子ど の権利を守るために、保護者、市民等、子ども関係施設及び市の責務並 も関係施設及び市の責務並びに役割を明らかにするとともに、子どもに やさしいまちづくりの推進に関する施策の基本となる事項並びに子ど びに役割を明らかにするとともに、子どもにやさしいまちづくりの推進 に関する施策の基本となる事項並びに子どもの権利侵害の救済及び回 もの権利侵害の救済及び回復に関する事項を定めることにより、将来に わたって子どもの権利及び健やかな成長が保障されることを目的とす 復に関する事項を定めることにより、将来にわたって子どもの権利及び 健やかな成長が保障されることを目的とする。 る。 (定義) (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に | 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に 定めるところによる。 定めるところによる。 (1)から(4)まで (略) (1)から(4)まで (略) (5) 虐待 児童虐待の防止等に関する法律(平成 12 年法律第 82 号。以 下「法」という。)第2条に規定する児童虐待をいう。 (6) 通告 法第6条第1項に規定する市福祉事務所又は福岡県宗像児 童相談所への通告をいう。 (保護者の役割) (保護者の役割) 第9条 (略) 第9条 (略) 2及び3 (略) 2 及び3 (略) 4 保護者は、虐待、体罰その他の子どもの権利を侵害することをしては 4 保護者は、虐待その他の子どもの権利を侵害することをしてはならな ならない。 V) 5 及び 6 (略) 5 及び 6 (略)

(市民等の役割)

(市民等の役割)

第10条 (略) 第10条 (略) 2及び3 (略) 2 及び3 (略) 4 市民等は、虐待を受けたと思われる子どもを発見したときは、速やか に通告しなければならない。 (子ども関係施設の役割) (子ども関係施設の役割) 第 11 条 (略) 第11条 (略) 2及び3 (略) 2及び3 (略) 4 子ども関係施設は、虐待、体罰、いじめその他の子どもの権利を侵害 ┃4 子ども関係施設は、いじめ等の防止に努めるとともに、相談しやすい 環境を整備しなければならない。 する行為の防止に努めるとともに、子ども及び保護者が相談しやすい環 境を整備しなければならない。 (市の役割) (市の役割) 第 12 条 (略) 第 12 条 (略) 2 及び3 (略) 2及び3 (略) 4 市は、虐待、体罰、いじめその他の子どもの権利を侵害する行為の防 | 4 市は、虐待、いじめその他の子どもの権利を侵害する行為の防止及び 止及び早期発見に努めなければならない。 早期発見に努めなければならない。 5 及び 6 (略) 5 及び 6 (略) (施策の推進) (施策の推進) 第 13 条 (略) 第 13 条 (略) 2 市は、行動計画を策定し、又は見直すときは、第27条の宗像市次世代 2 市は、行動計画を策定し、又は見直すときは、第27条の次世代育成支 育成支援対策審議会の意見を聴かなければならない。 援対策審議会の意見を聴かなければならない。 3 (略) 3 (略)

						5	に像市子と	も基本条	例改正ス	ケジュー	ル(案)							
年度			令和2	2年度		令和3年度												
月	R2年10月	11月	12月	R3年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R4年1月	2月	3月
イベント	改正案検討	(子育課内)	子ども支援間	果等協議	●次世代育成支援対		t策響議会(3回開催?)			•		•	_	11/20権利 の日	(条例案パ	パブコメ (30日以 上) ※子どもも	庁職報告 (パブコメ 結果)	市議会審議
		11/20子ど もの権利の 日					◆子どもの意見聴取➡							11/3子ども の権利フェ スタ (講演 会)		when the same of the same of	市議会議案 提出	条例公布 · 施行
		11/1子ども の権利講演 会					◆子ども関係団体の意見聴取⇒							関係施設研修会				
		11/1子ども フリーDay					◆子どもの権利救済委員の意見聴取⇒							学校取組み				
		11/27関係 施設研修会																
		学校取組み																
	★10/12特別指導監査について市長コメント発出																	
年度	→ → → → → → → → → → → → → → → → → → →																	
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R5年1月	2月	3月						
	【改正周知】		・啓発】					11/20権利 の日										
イベント	・市広報 ・市HP ・チラシ	- 市HP (大規模) - チラシ - 未発員研修会 - 条例パン フ改訂(大						権利フェス タ (講演 会)										
	・条例パン フ改訂(大 人版・子ど							子ども関係 施設研修会										
	人版・テン も版) ・条例ハン							学校取組み										
	ドブック改																	